

平成 30 年三重県議会定例会  
総務地域連携常任委員会説明資料  
目 次 (案)

◎所管事項

1 「平成 30 年版成果レポート (案)」について	(別冊 1)
2 「三重県土地利用基本計画」の変更について	1
3 「みえのみらいづくり塾」の実施について	11
4 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について	15
5 三重とこわか国体・とこわか大会の開催準備について	27
6 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック フラッグツアー関連イベント」等 の開催について	29
7 紀南中核的交流施設評価書（最終案）について	31
8 審議会等の審議状況について（報告）	33

○別冊資料

- (別冊 1) 平成 30 年版成果レポート (案) 【地域連携部抜粋版】  
(別冊 1-2) 平成 29 年度南部地域の高校生を対象とした  
「地域への愛着や将来的な定住の意向に関するアンケート」調査結果  
(別冊 2) 三重県土地利用基本計画（原案）  
(別冊 3) 紀南中核的交流施設「里創人 熊野俱楽部」評価書（最終案）

平成 30 年 6 月 20 日

地域連携部

## 2 「三重県土地利用基本計画」の変更について

三重県国土利用計画（以下、「県計画」という。）（平成20～29年）の期間満了に伴い、当該計画の下位計画である三重県土地利用基本計画（以下、「基本計画」という。）に一本化して、新たに策定することとしました。

なお、内容については、国が定める国土利用計画（以下、「全国計画」という。）の基本方針に沿って策定します。

### 1 県計画と基本計画の統合について

#### （1）国土利用計画について

国土利用計画には、全国計画、県計画及び市町村計画（以下、「市町計画」という。）があり、全国計画は全国の区域について、県計画は県土の区域について、それぞれの国土利用に関する基本構想や利用区分（農用地、森林、宅地等）ごとの規模の目標、地域別の概要等を記載したものです。

県計画並びに市町計画については、それぞれ国土利用計画法（以下、「法」という。）第7条、第8条の規定により、策定は任意となっています。

#### （2）基本計画について

基本計画は、県土における各地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）の土地利用の原則と、これら5地域が重複する地域における土地利用の調整指導方針を定めたものです。

この計画は、法第9条の規定により、策定が義務となっています。

#### （3）両計画の統合について

両計画を統合することにより、本県の土地利用の考え方を、一本化して市町等に示すことができることや、策定に際して、法の規定により義務付けられている市町への意見聴取や三重県国土利用計画審議会（以下、「審議会」という。）等の事務的負担を軽減することができます。

なお、両計画の統合については、県内全市町の合意を得るとともに、審議会の承認を得ています。

#### （4）統合計画の概要

両計画の統合については、基本計画の前段に、県計画の「県土の利用に関する基本構想」を加え、次のような構成とします。【参照：資料1】

##### 第1章 県土の利用に関する基本構想（県計画より）

県土の特性、地域類型及び利用目的区分ごとに県土利用の基本方向を記載。

##### 第2章 土地利用の原則（基本計画より）

5地域（都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域）の土地利用の原則を記載。

### 第3章 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針（基本計画より）

5地域が重複する地域において、適正かつ合理的な土地利用が図れるように、土地利用の調整指導方針を記載。

#### 計画図 縮尺5万分の1の地形図

※ 国土交通省が運営する土地利用調整総合支援ネットワークシステムで、一般に公開。

## 2 全国計画をふまえた基本計画の変更について

全国計画では、人口減少による国土管理水準等の低下などを課題としており、低・未利用地や荒廃農地などの増加に対応した、適切な利用・管理が求められています。また、自然災害の頻発化・激甚化が懸念されることから、地域の実情等をふまえ、災害リスクの高い地域の土地利用を適切に制限するなど、安全を優先的に考慮する土地利用への転換が必要であるとされています。

三重県の新しい基本計画は、この全国計画に基づいて、低・未利用地を活用し、生活基盤の機能や居住地、農地などを集約するなど、効率的かつ適切な利用・管理を行うとともに、災害リスクの高い場所から低い場所へ誘導するなど、安全を優先的に考慮する土地利用をしていくことを基本方向としています。【参照：資料1】

#### ○全国計画の基本方針

##### ①適切な国土管理を実現する国土利用

本格的な人口減少下における国土の適切な利用・管理のあり方を構築する。

##### ②自然環境・美しい景観等を保全・再生・活用する国土利用

持続可能で豊かな生活の基盤として、自然が持つ多様な機能を活用する。

##### ③安全・安心を実現する国土利用

巨大災害等に対応するため、安全を優先的に考慮する国土利用へ転換する。

## 3 策定のスケジュール

平成29年12月12日 議会へ統合方針報告

平成30年 5月28日 土地利用計画審議会（原案について意見聴取）

6月20日 議会への原案報告

7月 市町長から意見聴取

8月 パブリックコメント

10月 議会へ中間案報告

国土利用計画審議会（中間案について意見聴取）

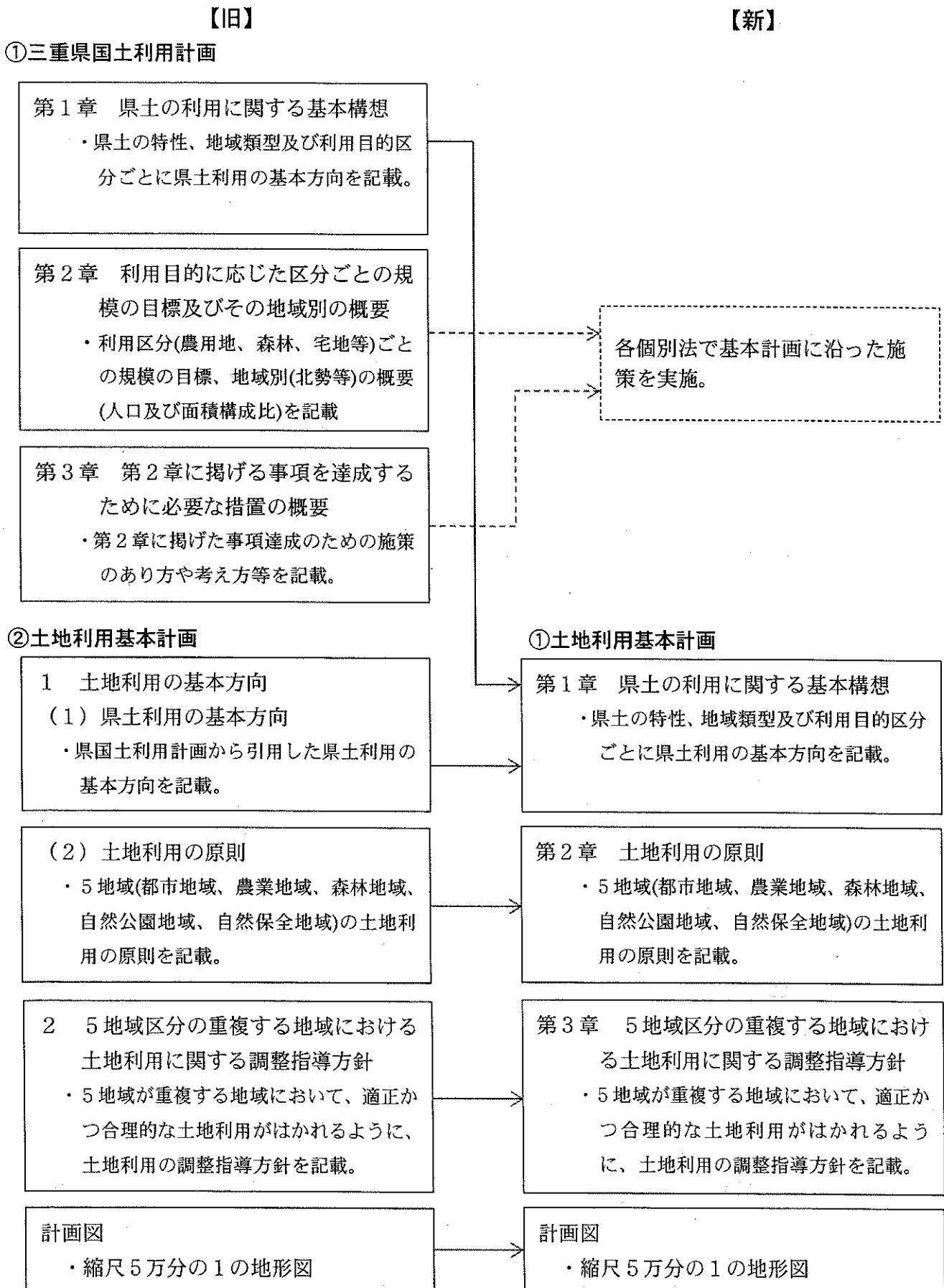
11月 土地交通省大臣へ意見聴取

12月 議会への最終案報告

計画の改定・告示

## 三重県土地利用基本計画の主な変更点について

### 1 三重県土地利用基本計画の構成



## 2 主な変更点（新旧対照表）

項目名	新計画	旧計画
<b>第1章 県土の利用に関する基本構想 1 県土利用の基本方 向</b>	<p><b>(1) 基本理念</b></p> <p>人口減少社会における土地需要の減少に対応し、安全で安心な生活を営むために、戦略的に県土の利用を進めていく必要がある。</p> <p><b>(2) 県土の特性を生かした土地利用</b></p> <p>ア 北勢地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の需要はしばらく維持されると予想されるが、今後の土地利用減少を見据え、適切な活用を図る必要がある。</li> </ul> <p>イ 中南勢地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的には、地域全体において人口減少による低・未利用地の増加が予想され、土地利用の適切な調整が必要になる。</li> </ul> <p>ウ 伊勢志摩地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個性ある景観の保全・再生・創出を進め、経済が循環するように、地域の魅力を向上させていくことが重要である。</li> </ul> <p>エ 伊賀地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化や都心回帰の流れもあり、観光資源を活用した産業の定着化など、計画的な土地利用による経済圏の形成が重要になる。</li> </ul> <p>オ 東紀州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀勢自動車道を活用し、人・モノの流れを活性化し、地域経済を持続的に発展させることが重要になる。</li> </ul> <p><b>(3) 県土をめぐる情勢の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農林業の就業者が顕著に減少することにより、農業地域や森林地域などの土地管理が、更に厳しくなる可能性がある。</li> </ul>	<p><b>(1) 基本理念</b></p> <p>県土の利用は、健康で文化的な生活環境の確保と地域の特性に応じた発展を基本理念として、総合的かつ計画的に行う必要がある。</p> <p><b>(2) 県土の特性を生かした土地利用</b></p> <p>ア 北勢地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地を除く市街化区域内農地や、低未利用地の適切な利用促進を図る必要がある。</li> </ul> <p>イ 中南勢地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・産業集積の見込まれる地域においては、既存の土地利用との適切な調整が必要である。</li> </ul> <p>ウ 伊勢志摩地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特有の観光資源を生かし、振興を進める必要がある。</li> </ul> <p>エ 伊賀地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋、大阪などの大都市との交通アクセスもよいことから、今後も産業集積が進むものと予測される。</li> </ul> <p>オ 東紀州地域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紀勢自動車道の延伸が見込まれ、都市部との時間短縮が図られる。近年、新産業や観光などの新規事業が起こっている。</li> </ul> <p><b>(3) 県土をめぐる情勢の変化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口増加に伴う土地需要が当面見られるものの、全体としては市街化圧力が弱まり、市街地の人口密度の低下が進むことが見通される。</li> </ul>

項目名	新計画	旧計画
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地の集積・集約化を行うため、所有者から営農者に農地を橋渡しする、農地中間管理事業が開始されている。</li> <li>・日照条件に恵まれた地域特性を反映して、太陽光発電施設の設置が増加しており、地域に合った適正な利用を行うための方策が始まっている。</li> </ul> <p><b>(4) 土地利用における課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人口減少による県土管理水準の低下</li> <li>・自然環境と美しい景観等の保全</li> <li>・災害に対する強い県土の形成</li> </ul> <p><b>(5) 土地利用の基本方向</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な県土管理の実現</li> <li>・自然環境や美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用</li> <li>・安全・安心を実現する県土利用</li> <li>・複合的な施策の推進と県土の選択的な利用</li> <li>・多様な主体による県土の県民的経営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中心市街地の空洞化や虫食い状に増加する低未利用地の拡大により、土地利用の効率の低下などが懸念される。</li> <li>・土地の収益性や利便性に対応した新たな集積なども見込まれることから、引き続き県土の有効利用を図る必要がある。</li> </ul> <p><b>(4) 今回の計画期間における課題</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地需要の量的調整</li> <li>・県土利用の質的向上</li> <li>・県土の総合的な管理</li> <li>・課題の実現にあたっての配慮</li> </ul> <p><b>(5) 地方分権、首都機能移転と道州制</b></p> <p>地方分権の進捗状況や三重畿央地域をはじめとする首都機能移転、道州制の議論などの動向を十分に踏まえ、必要に応じ計画変更を図る。</p>
2 地域 類型別の 県土利用 の基本方 向	<p><b>(1) 都市</b></p> <p>都市機能や居住を、中心部や生活拠点等に集約化するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していく。交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。</p> <p><b>(2) 農山漁村</b></p> <p>農林水産物の高付加価値化、成長産業化等によって、雇用促進や所得向上を図り、地域社会の経済循環を保持するよう努める。中山間地域等の集落地域においては、日常生活に掛かる利用施設や地域活動の場を集め、「小さな拠点」を形成することが有効となる。</p>	<p><b>(1) 都市</b></p> <p>高齢化の進展等の中で市街化圧力が低下、これを環境負荷の少ない豊かで暮らしやすい都市形成の好機と捉える。自然条件に配慮しつつ、計画的かつ適切な土地利用を推進する。</p> <p><b>(2) 農山漁村</b></p> <p>総合的に就業機会を確保し、健全な地域社会を築く。地域住民を含む多様な主体の参画等により国土資源の適切な管理を図る。都市との機能分担や交流・連携の促進を通じ、効率的な土地利用を図る。</p>

項目名	新計画	旧計画
	<p><b>(3) 自然維持地域</b></p> <p>野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、適正に保全する。また都市・農山漁村との適切な関係の構築を通じて、自然環境の保全・再生・活用を進める。</p>	<p><b>(3) 自然維持地域</b></p> <p>野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、適正に保全する。また都市・農山漁村との適切な関係の構築を図る。</p>
3 利用区分別の県 土利用の 基本方向	<p><b>(1) 農地</b></p> <p>食料の安定供給に不可欠な優良農地の確保を図る。農地の大区画化や農地中間管理機構等の活用による農地の集積・集約を推進する。</p> <p><b>(2) 森林</b></p> <p>県土の保全、水源の涵養などに重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。戦後に植林した森林が本格的な利用期を迎えていることから、国産材の利用拡大等を通じた森林資源の循環利用を推進する。</p> <p><b>(3) 原野等</b> (変更なし)</p> <p><b>(4) 水面・河川・水路</b></p> <p>流域の特性に応じた健全な水環境の維持又は回復等を通じ、自然の水質浄化作用、野生生物の多様な生息・生育環境、魅力ある水辺空間、都市における貴重なオープンスペース及び自然環境改善等多様な機能の維持・向上を図る。</p> <p><b>(5) 道路</b></p> <p>災害時における輸送の多重性・代替性を確保し、国土の有効利用及び安全・安心な生活・生産基盤の整備を進めるため、必要な用地の確保を図るとともに、既存用地の有効利用を図る。</p>	<p><b>(1) 農用地</b></p> <p>効率的な利用と生産性の向上に努めるとともに、農産物の長期的な需給動向を考慮し、県内の農業生産力の維持強化に向け、農用地の確保と整備を図る。</p> <p><b>(2) 森林</b></p> <p>将来の世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう、緑豊かで美しい森林づくりに向けて、多様で健全な森林の整備と保全を図る。</p> <p><b>(3) 原野</b></p> <p>生態系及び景観の維持等の観点から保全を基本とし、劣化している場合は再生を図る。</p> <p><b>(4) 水面・河川・水路</b></p> <p>地域の安全性の確保、より安定した水供給のための開発にかかる用地の確保、既存用地の持続的な利用。都市等で多様な機能の維持・向上を図る。</p> <p><b>(5) 道路</b></p> <p>地域間の交流・連携を促進し、国土の有効利用及び良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、施設の適切な維持管理・更新を通じて既存の用地の持続的な利用を図る。</p>

項目名	新計画	旧計画
(6) 住宅地	人口減少社会に対応した秩序ある市街地形成や豊かな住生活の実現の観点から、良好な居住環境を形成する。その際、都市の集約化に向けて居住を誘導したり、災害リスクの高い地域での整備を適切に制限する。	(6) 宅地 ア 住宅地 住宅周辺の生活関連施設の整備を計画的に進めながら、良好な居住環境が形成されるよう、必要な用地の確保を図る。
(7) 工業用地	グローバル化や情報化の進展に伴うインフラの整備状況や地域産業活性化の動向等を踏まえ、必要な用地の確保を図る。	(6) 宅地 イ 工業用地 産業の高付加価値化や構造変化、地域資源を重視した立地動向等を踏まえ、工業生産に必要な用地の確保を図る。
(8) その他の宅地	土地利用の高度化、集約化、災害リスクの高い地域への立地抑制などに配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。	(6) 宅地 ウ その他の宅地（事務所、店舗用地など） 事務所・店舗用地は、経済のソフト化・サービス化の進展等に対応して、必要な用地の確保を図る。
(9) 公用・公共用施設の用地	公共施設は、災害リスクに十分配慮し、中心部等での立地を促進させることにより、より安全な地域への市街地の集約化を促進させる。	4 その他留意する県土利用の基本方向 (1) 公用・公共用施設用地 県民生活上の重要性とニーズの多様化を踏まえ、環境の保全に配慮して、必要な用地の確保を図る。
(10) 大規模集客施設用地	大規模集客施設の立地は、都市構造への広域的な影響や景観との調和等を踏まえ、地域の意見を反映した適正な立地を確保する。	(2) レクリエーション用地 自然環境の保全を図りつつ、地域の振興等を総合的に勘案して、計画的な整備と有効利用を進める。
(11) 低・未利用地	都市部は公用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用、農山漁村地区は所有者等による適切な管理、農用地としての活用を積極的に図る。状況に応じては、農用地以外への転換による有効利用を図る。	(3) 低未利用地 ア 都市の低未利用地 都市部は公用施設用地、居住用地、事業用地等としての再利用、 イ 耕作放棄地 多様な主体が参加することにより、農用地としての活用を図ることを基

項目名	新計画	旧計画
	<p>(12) 沿岸域 (変更なし)</p>	<p>本とするが、地域の実情に応じ、その他への転換も図る。</p> <p>(4) 沿岸域 海域と陸域の一体性に配慮しつつ、長期的視点に立った総合的利用を図る</p>

項目名	新計画	旧計画
<b>第2章 土地利用 の原則</b>	<p><b>1 都市地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好的な都市環境や機能的な都市基盤の整備に配慮しつつ、都市機能や居住地の集約化を促進する適正かつ効果的な土地利用を行う。</li> <li>・ 避難地の確保やライフラインの多重化など、災害に強いまちづくりを行う。</li> </ul> <p><b>2 農業地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (変更なし)</li> <li>・ 荒廃農地を再生利用する取組を進め、圃場の大区画化などにより、優良農地を確保するとともに、中間管理事業等により、意欲ある担い手への農地の集積・集約化を推進する。</li> </ul> <p><b>3 森林地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (変更なし)</li> <li>・ (変更なし)</li> </ul> <p><b>4 自然公園地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ その役割を明確にしたうえで、優れた自然環境の保全と適正な利用を図る。</li> </ul> <p><b>5 自然保全地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (変更なし)</li> </ul>	<p><b>ア 都市地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 良好的な都市環境の確保、形成及び機能的な都市基盤の配備等に配慮しつつ、既成市街地の整備を推進する。</li> <li>・ 市街化区域又は用途地域において今後新たに必要とされる宅地を計画的に確保、整備することを基本とする。</li> </ul> <p><b>イ 農業地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況農用地は極力その保全と有効利用をはかりつつ適正な管理を行う。</li> <li>・ 農業地域において、今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備する。</li> </ul> <p><b>ウ 森林地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林の持つ木材生産等の経済的機能、県土保全、水源涵養、保健休養等の公益的機能を総合的に發揮しうる持続可能な豊かでうるおいのある森林保全と整備を図る。</li> <li>・ 荒廃が進みつつある森林は、その復元を図る。</li> </ul> <p><b>エ 自然公園地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優れた自然の保護とその適正な利用を図る。</li> </ul> <p><b>オ 自然保全地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広く県民がその恵沢を享受するとともに、将来の県民に自然環境を継承することができるよう、積極的に保全を図る。</li> </ul>

項目名	新計画	旧計画
第3章 5地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針	1 都市地域と農業地域とが重複する地域 (変更なし)	(1) 都市地域と農業地域とが重複する地域
	2 都市地域と森林地域とが重複する地域 (変更なし)	(2) 都市地域と森林地域とが重複する地域
	3 都市地域と自然公園地域とが重複する地域 (変更なし)	(3) 都市地域と自然公園地域とが重複する地域
	4 都市地域と自然保全地域とが重複する地域 (変更なし)	(4) 都市地域と自然保全地域とが重複する地域
	5 農業地域と森林地域とが重複する地域 (変更なし)	(5) 農業地域と森林地域とが重複する地域
	6 農業地域と自然公園地域とが重複する地域 (変更なし)	(6) 農業地域と自然公園地域とが重複する地域
	7 農業地域と自然保全地域とが重複する地域 (変更なし)	(7) 農業地域と自然保全地域とが重複する地域
	8 森林地域と自然公園地域とが重複する地域 (変更なし)	(8) 森林地域と自然公園地域とが重複する地域
	9 森林地域と自然保全地域とが重複する地域 (変更なし)	(9) 森林地域と自然保全地域とが重複する地域

### 3 「みえのみらいづくり塾」の実施について

人口減少や高齢化が進む中山間地域等での持続可能なコミュニティづくりに向けて、平成28年度に県が実施した調査では、活動の担い手確保が大きな課題であったことから、昨年度に引き続き「みえのみらいづくり塾」を市町と連携して開催し、中山間地域等でのコミュニティ活動を支える人材の育成に取り組みます。

#### 1 塾の概要

中山間地域等における今後のコミュニティ活動を担う世代で、自治会などの住民自治組織から推薦された2~3名の住民グループを対象に、今後の活動に役立つ知識を学ぶ講義に加え、地域住民を交えたワークショップを受講者が自ら運営する実践的なカリキュラムを取り入れた人材育成塾を開催します。

##### (1) 講義

講義テーマを各回に設定したうえで、学識者などを講師に招き、今後の活動に役立つ知識等を学んでいただく全5回の集合研修を実施します。

##### (2) ワークショップ

受講者を推薦した各地域において、住民等と地域の課題等について考えるワークショップを開催します。

なお、受講者はワークショップの運営を担い、住民間での合意形成に役立つスキルを学びます。

#### 2 講義テーマ及び日程等

持続可能なコミュニティづくりに向けては、活動基盤となる住民組織の体制づくりが重要なことから、中山間地域等での持続可能な取組体制として期待されている「地域運営組織」に関する講義を本年度から追加するなど、受講者が塾を通じて学んだことを地域で役立てられるよう内容を充実して開催します。

##### (1) 講義テーマ及び日程

- ・第1回 講義「人口減少地域での持続可能なまちづくり」(7月28日)  
一般社団法人持続可能な地域社会総合研究所 所長 藤山 浩氏
- ・第2回 講義「地域運営組織の進め方」(8月18日)  
NPO法人都岐沙羅パートナーズセンター 理事 斎藤 主税氏
- ・第3回 講義「多様な主体と連携した地域づくり」(9月15日)  
NPO法人ゼロ・ウェイストアカデミー 理事長 坂野 晶氏
- ・第4回 講義「地域資源を生かした地域づくり」(10月14日)  
総務省地域力創造アドバイザー 関原 刚氏
- ・第5回 講義「地域における対話の場づくり」(11月10日)  
皇學館大学教育開発センター 助教 池山 敦氏

- ・第6回「各地域で実践ワークショップ」(12月～2月)  
※1～5回の会場については中勢地区を想定していますが、受講地域の状況を踏まえて詳細を決定します。

## (2) 募集定員等

[定員] 25名程度 [募集期間] 平成30年5月23日～7月11日

### 3 平成29年度 受講地域の状況

県内の9地域から計25名の受講者が参加しました。また、受講者が中心となって各地域で開催したワークショップには、計189名の住民等が集まり、各地域が抱える課題やその解決策を話し合いました。

このワークショップを契機に、受講者を中心に住民間での話し合いを継続的に開催するなど、地域課題の解決に向けた新たな取組を検討する動きも出ています。

今後も、受講者がそれぞれの地域の担い手として活動していくよう、市町と連携して受講地域へのフォローアップを行っていきます。

#### [平成29年度 受講地域]

- ・鈴鹿市 郡山まちづくり協議会
- ・松阪市 川俣地区住民協議会
- ・亀山市 野村地区まちづくり協議会
- ・伊賀市 枝植地域まちづくり協議会
- ・亀山市 加太地区まちづくり協議会
- ・名張市 赤目まちづくり委員会
- ・津市 多気の郷元気づくり協議会
- ・名張市 桔梗が丘自治連合協議会
- ・松阪市 有間野住民協議会



## (参考) 中山間地域でのワークショップによる調査 (H28) の概要

### 1 目的

中山間地域の将来像と地域の課題やニーズなどを調査するため、地域住民や企業・団体、行政などのさまざまな主体が参加して、地域の将来について語り合い、果たすべき役割や行動等を考えるワークショップを開催しました。

### 2 調査概要

#### (1) 調査方法

地域の10年後を考えた時に気になる課題などについて、調査票によるアンケートでは表れにくい本音や深く思慮された意見を引き出すために、住民間の対話を通じて意見を引き出すワークショップ手法を用いて調査を実施しました。

#### (2) 実施時期

平成28年8月から9月

#### (3) 対象地域：県内の中山間地域 4地域

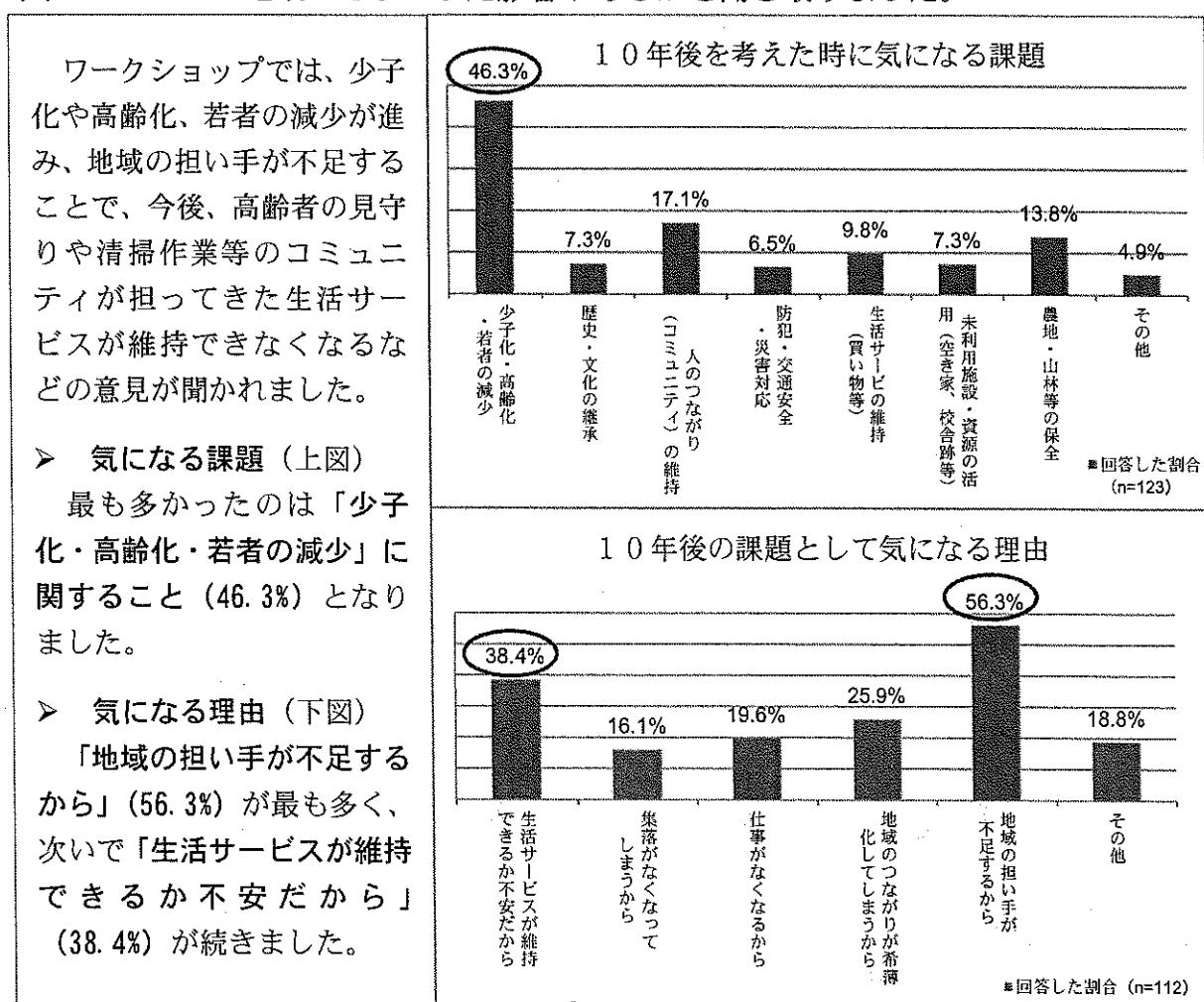
亀山市 加太地区、松阪市 川俣地区、津市 美里地区、伊賀市 阿波地区

#### (4) 対象者

各地域の住民など 計125名

### 3 結果の要点

10年後という中長期的な視点で、特に気になる課題を選び、それがなぜ気になるのか、地域にどういった影響があるかを聞き取りました。





## 4 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について

### 1 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」について【参照：別紙1】

平成20年5月に制定された「三重県地域づくり推進条例」（以下「条例」という。）第4条において、「県は、地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。」と県の役割が規定されています。

このため、県では、条例に規定された県の役割を実現するため、平成21年2月に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を市長会、町村会との共管で設立し、協働して地域づくりの基盤の整備に向けた取組を進めています。

### 2 平成29年度の実施状況報告について【参照：別紙2】

協議会の平成29年度における取組概要については、別紙2のとおりです。

なお、9月には、条例第5条の規定に基づき「地域づくり実施状況報告書」として取りまとめて県議会に報告するとともに、県ホームページで公表します。

### 3 平成30年度の取組について

#### (1) 全県会議

全県的な課題をテーマとする検討会議として次の会議を設置し、課題の解決に向けた検討を行います。

##### 「ええとこやんか三重」県と市町の移住促進検討会議【継続】

県内の市町における移住促進のためのさまざまな取組をさらに進めていくために、県と市町の連携や市町同士の横のつながりの強化を図り、全県的に移住者を受け入れる体制の整備を検討します。

#### (2) 地域会議

知事と市町長が、市町の具体的な課題について共通認識の醸成と課題の解決に向けてオープンな場で議論する「1対1対談」を、6月から11月頃にかけて開催するほか、複数の市町が関係する地域共通の課題について議論が必要な場合には、知事と関係市町長による「サミット会議」を開催します。

また、個別の地域課題ごとに「検討会議」を設置し、地域課題の解決に向けた具体的な取組について検討します。【参照：別紙3】

## 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み

### 全県会議

#### 総会

- 全県的な課題について意見交換
- 連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認
- 検討会議等での検討指示

構成：市町長

    市長会会長、町村会会長  
    知事、副知事  
    危機管理統括監  
    県各部局長等  
    地域防災総合事務所長・  
    地域活性化局長

 報告

 指示

#### 調整会議

- 地域づくりに関する各種協議
- 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

構成：市町企画担当課長  
    県各部局主管課長  
    地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

 報告

 指示

#### 検討会議

- 全県的な課題に関する取組

構成：市町関係課  
    県関係課等

### 地域会議

#### 1対1対談

- 市町固有の具体的課題を議論
- 課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議

構成：市町長、知事

#### サミット会議

- 地域共通の課題を議論
- 地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議

構成：関係市町長、知事、地域連携部長、南部地域活性化局長、関係部局長、地域防災総合事務所長・地域活性化局長

#### 調整会議

- 地域防災総合事務所・地域活性化局単位等での地域づくりに関する各種協議
- 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整

構成：市町関係部課長  
    地域防災総合事務所長・地域活性化局長  
    地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

 報告

 指示

#### 検討会議

- 桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀の6地域防災総合事務所、南勢志摩、紀北、紀南の3地域活性化局における地域課題への取組

構成：関係市町関係課、関係地域防災総合事務所・地域活性化局担当室、関係県地域機関等

事務局：県・市長会・町村会

「三重県地域づくり推進条例」第5条の規定に基づく地域づくり実施状況報告  
平成29年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組概要

## 1 開催状況

## (1) 全県会議【開催回数 計8回】

全県会議は、全県的な課題を協議・検討するために設置しています。

名称	役割と構成	開催状況等
総会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全県的な課題について意見交換</li> <li>◆連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認</li> <li>◆検討会議等での検討指示</li> </ul> <p>【構成】市町長、市長会会长、町村会会长、知事、副知事、危機管理統括監、県各部局長等、地域防災総合事務所長・地域活性化局長</p>	<p>1回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆活動報告</li> <li>◆県からの報告事項</li> <li>◆意見交換           <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 台風21号・22号にかかる災害対応について</li> <li>(2) みえ森と緑の県民税について</li> </ul> </li> </ul>
調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域づくりに関する各種協議</li> <li>◆検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整</li> </ul> <p>【構成】市町企画担当課長、県各部局主管課長、地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長</p>	<p>2回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆活動報告</li> <li>◆全県会議・検討会議の取組について</li> <li>◆検討会議の設置</li> <li>◆県からの報告事項</li> </ul>
検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆全県的な課題に関する取組</li> </ul> <p>【構成】市町関係課、県関係課等</p>	<p>5回</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆「ええとこやんか三重」県と市町の移住促進検討会議</li> </ul>

## (2) 地域会議

地域会議は、地域防災総合事務所・地域活性化局を単位として市町の地域づくりに関する課題等を協議・検討するために設置しています。

名 称	役割と構成
1対1対談 (1対1対談形式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆市町固有の具体的課題を議論</li> <li>◆課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議</li> </ul> <p>【構成】市町長、知事</p>
サミット会議 (地域別集団形式)	<p>(必要な場合に開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域共通の課題を議論</li> <li>◆地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議</li> </ul> <p>【構成】関係市町長、知事、地域連携部長、南部地域活性化局長、関係部局長、地域防災総合事務所長・地域活性化局長</p>
調整会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域防災総合事務所・地域活性化局単位等での地域づくりに関する各種協議</li> <li>◆検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整</li> </ul> <p>【構成】市町関係部課長、地域防災総合事務所長・地域活性化局長、地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長</p>
検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀の6地域防災総合事務所、南勢志摩、紀北、紀南の3地域活性化局における地域課題への取組</li> </ul> <p>【構成】関係市町関係課、関係地域防災総合事務所・地域活性化局担当室、関係県地域機関等</p>

### 地域会議の開催状況【開催回数 計 117 回】

地 域 機関名	1対1 対 論	サミット 会 議	調 整 会 議	検討会議
桑 名	3回	—	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時の広域連携について：3回</li> <li>◆住民主体の地域づくりへの支援について：3回</li> </ul>
四 日 市	2回	—	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆災害時の広域連携について：5回</li> <li>◆東海道を活用した地域の魅力アップについて：2回</li> </ul>
鈴 鹿	1回	—	2回	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興について：12回</li> <li>◆鈴鹿亀山地域の防災・減災対策について：5回</li> </ul>
津	1回	—	1回	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆森林セラピー基地等をいかした地域づくりについて：3回</li> <li>◆地域の魅力発信に係る連携について：2回</li> </ul>
松 阪	3回	—	4回	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆松阪地域全体で取り組むべき防災対策とその連携について：5回</li> <li>◆広域連携による雇用促進について：7回</li> </ul>

地域 機関名	1対1 対談	サミット 会議	調整 会議	検討会議
伊賀	1回	一	4回	◆適切な災害対応のための市の取組の強化および市と県の連携強化について：3回 ◆地域の魅力を生かした誘客拡大につながる地域活性化の取組について：6回
南勢 志摩	7回	一	1回	◆伊勢志摩定住自立圏の充実強化について：2回 ◆ご当地ナンバーについて：8回
紀北	1回	一	2回	◆紀北地域のインバウンド促進について：2回 ◆被災者支援物資に係る安定的な供給体制づくり：2回
紀南	2回	一	2回	◆防災に関する人材の育成および活用について：3回 ◆熊野地域における移住交流促進について：3回
開催 回数計	21回	一	20回	76回
				計 117回

#### <1対1対談>【開催回数 計 21回】

対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、全県的な課題である「人口減少対策」や「市町固有の地域課題」について、知事と市町長がオープンな場で議論し、共通した認識の醸成と課題の解決に向け1歩でも前に進める目的として開催しました。

開催日	市町	対談項目
平成29年 6月6日	多気町	1 「(仮称) アクアイグニス多気」の開発協議にかかる支援について 2 「(仮称) アクアイグニス多気」の施設整備にかかる支援について
6月22日	いなべ市	1 いなべ市のめざす小中一貫教育について
7月3日	紀北町	1 尾鷲ヒノキについて 2 一般国道422号の整備について 3 三浦及び矢口漁港海岸保全施設整備事業について
7月11日	大台町	1 木造応急仮設住宅について 2 大杉谷登山道内のトイレ整備と登山口までの県道整備について 3 宮川の堆積土砂の除去について 4 全国森林環境税の創設について
7月24日	南伊勢町	1 地域を支える福祉人材の確保対策の更なる充実について 2 災害発生時における道路啓開について 3 奈屋浦漁港の「流通拠点」としての整備について 4 国道260号の整備について

開催日	市町	対談項目
7月25日	桑名市	1 名古屋駅および東海地方の鉄道網に対する県の関わりについて 2 働き方改革について 3 三重県における移住政策について
7月31日	鳥羽市	1 離島住民の生活を支える定期航路事業への支援について 2 海岸ごみ・漂着ごみ問題について 3 とばびと活躍プロジェクトへの支援について 4 政策観光の推進について 5 豊かな自然環境を活かした子育て支援の推進について
8月4日	伊勢市	1 ポストサミットの観光政策について 2 子どもの貧困対策について 3 健幸ポイント事業の実施継続への支援について 4 医療体制の充実について
8月6日	松阪市	1 松浦武四郎生誕200年記念事業への協力について 2 県立飯南高等学校の活性化と存続について 3 認知症ケア商品・サービスの創出支援について 4 特殊詐欺防止条例の制定について 5 フルマラソンの開催に向けた支援について
8月21日	四日市市	1 ベトナム・ハイフォン市との経済交流の推進について 2 子ども医療費制度の拡大について 3 地域に根ざした若手教員の配置について 4 高速道路網の整備効果を高める交差点改良工事等について
8月22日	玉城町	1 子育て支援・家庭教育について 2 若手就農者の増加と農福連携について 3 防災対策に繋げる施設の維持管理について
8月23日	津市	1 ① 津北部地域の海岸堤防の早期整備 ② 志登茂川浄化センター周辺海岸堤防及び幹線管路の整備推進 2 県主導による防犯カメラの適切な設置・運用に係る知識の普及促進及び補助制度の創設 3 国の減額調整措置見直しの趣旨に則した未就学児までの子ども医療費の窓口無料化に係る県補助（1／2）の実施
8月25日	御浜町	1 近畿自動車道紀勢線（紀宝IC（仮称）～熊野市久生屋町）の早期事業化について 2 紀南病院の医師確保について 3 医療費の窓口無料化について
9月13日	度会町	1 防災拠点を兼ね備えた総合スポーツ施設整備への財政支援にかかる国への働きかけについて 2 三重の「匠」認証制度（仮称）創設による次代を担う若者への技術伝承について

開催日	市町	対談項目
10月12日	名張市	地方創生の更なる深化に向けて 1 少子化対策の新たな展開に向けて 2 農福連携、農泊推進について
10月16日	紀宝町	1 防災対策（孤立地区の解消について） 2 県営中山間地域総合整備事業紀宝中部2期地区について 3 地方創生について 4 福祉医療費現物給付について（窓口無料化） 5 平成30年度「学校施設環境改善交付金」の財政支援要望について
10月20日	川越町	1 高松海岸の保全・整備について 2 河川改修等整備事業について
10月27日	亀山市	1 リニア早期実現に向けた連携について 2 持続可能な森林整備の推進について 3 健康寿命延伸に対する取組について 4 都市基盤再生に対する支援について 5 部活動指導員の配置について
11月20日	木曽岬町	1 木曽岬干拓地への企業誘致について 2 道路ネットワークについて 3 町内に点在する自動車解体施設等（ヤード）に対する一体的対策の実施について
11月21日	大紀町 志摩市	1 防災・減災対策の推進について 2 産業振興の推進について 3 少子高齢化対策の推進について 1 観光商工施策について 2 地域の課題について

### ＜サミット会議＞

地域共通の課題について、知事と関係市町長とが共通した認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議を行い、住民サービスの向上や市町との連携の強化をはかることを目的として議論が必要な場合に開催していますが、平成29年度の開催実績はありませんでした。

### ＜調整会議＞【開催回数 計20回】

各地域防災総合事務所・地域活性化局において、検討会議の設置等について協議・調整を行うとともに、県・市町間で地域づくりに関する地域課題等についての情報共有を行いました。

## 2 検討会議の主な取組成果

全県会議および地域会議の各検討会議の主な取組成果は、以下のとおりです。

### (1) 全県会議【1テーマ 計5回開催】

検討会議テーマ	主な取組成果
「ええとこやんか三重」 県と市町の移住促進検討会議 (事務局：地域連携部地域支援課) (5回開催)	平成28(2016)年度から本検討会議を設置し情報共有や議論等を行ってきたところですが、各市町において、相談窓口の設置(平成27(2015)年度末18市町→平成29(2017)年度末26市町)や空き家バンクの設置(平成27(2015)年度末17市町→平成29(2017)年度末21市町)など移住者の受入体制の整備が進んできています。 少し離れた地域にある市町が共催して移住セミナーを実施するなど、近隣地域を超えた市町同士の連携も進んできています。

### (2) 地域会議【18テーマ 合計 76回開催】

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
桑名	災害時の広域連携について (3回開催)	平成28年度に桑名地域2市2町で締結した「浸水時における広域避難に関する協定」をもとに、受入市町での避難車両の駐車スペースの確保や避難住民の輸送方法など、より具体的な避難方法について協議することができました。また、桑名地域2市2町と県で広域避難図上訓練を実施することができました。
	住民主体の地域づくりへの支援について (3回開催)	住民主体の地域づくりに関する成功事例を学習することにより、主体となって地域づくりに取り組む住民や団体に対し、助言・支援を行うための、ノウハウや情報を得ることができました。
四日市	災害時の広域連携について (5回開催)	大規模災害発生時において隣接する自治体同士が相互に行う災害時応援活動を円滑に実施できるよう、防災資機材・備蓄物資の情報を共有するとともに、避難住民の第1次受入場所を抽出することができました。
	東海道を活用した地域の魅力アップについて (2回開催)	歴史街道講演会を開催し、多くの方々に、東海道について知識を深め、一層の興味を持っていただくことができ、東海道の魅力アップを図ることができました。

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
鈴鹿	鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興について (12回開催)	光太夫ネットワーク、白子まちかど博物館運営委員会など地域資源を生かした活動を行う地域団体と連携することにより、地域の魅力の再発見とイベントを活用した地域の情報発信を行うことができました。
	鈴鹿亀山地域の防災・減災対策について (5回開催)	大規模災害発生を想定した関係機関による情報伝達訓練を実施することにより、災害発生時の情報伝達能力の向上、伝達経路等内容の見直し、習熟度の向上を図ることができました。また、大規模災害発生時の広域受援計画としての災害ロジスティクスに関して県と市で情報共有、関係強化を図ることができました。
津	森林セラピー基地等をいかした地域づくりについて (3回開催)	美杉地域の活性化に向け、森林セラピー基地やJR名松線などの魅力をいかした観光や、各種イベントの情報発信について検討を行い、関西圏、中京圏でのイベント参加や、津市内でのパネル展示、チラシ配布など情報発信を充実させることができました。
	地域の魅力発信に係る連携について (2回開催)	管内への誘客促進を図るため、津市観光ボランティアガイド・ネットワーク協議会等と連携し、自動車利用者向けチラシの掲載内容を充実させることにより、「道の駅かわげ」において効果的な情報発信を行うことができました。
松阪	松阪地域全体で取り組むべき防災対策とその連携について (5回開催)	県と市町、関係機関でEMIS(広域災害救急医療情報システム)を使用した情報伝達の合同訓練を行うことで、入力操作の習熟度が向上するとともに、連携の重要性を認識することができました。また、各市町や広域防災拠点の災害用備蓄品の状況について情報共有を図り、地域防災力のさらなる向上に向けた課題を把握することができました。
	広域連携による雇用促進について (7回開催)	松阪地域定住自立圏内の人材の確保を目的として、県雇用対策部局や職業安定所等と課題の検討を行うことで、各機関が行う事業の理解を深めるとともに、雇用相談内容を迅速に共有できる関係づくりができました。また、県内の大学等から閲覧できる企業情報データベースに、管内の企業情報を掲載することができました。

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
伊賀	適切な災害対応のための市の取組の強化および市と県の連携強化について  (3回開催)	昨年度までの検討会議で大規模災害時の対応をまとめた「業務別の市と県の対応の流れ（フロー図）」について、災害対応に係る課題や情報を共有することで、時系列的な整理を追加する改訂を行うことができました。また、伊賀地域防災セミナーを開催することで、地震発生時における地域住民の役割について啓発することができました。
	地域の魅力を生かした誘客拡大につながる地域活性化の取組について  (6回開催)	天正伊賀の乱の史跡を活用したウォーキングコースを設定し、イベントを開催とともに、イベント開催を発信することで、県内外から募集人数を超える応募があるなど、伊賀地域の魅力を生かした誘客の拡大を進めることができました。
南勢志摩	伊勢志摩定住自立圏の充実強化について  (2回開催)	伊勢志摩定住自立圏構想については、平成26年度に策定し3年が経過したことから、現状や課題について、意見交換することにより、将来に向けた新たな取組等について検討することができました。
	ご当地ナンバーについて  (8回開催)	ご当地ナンバーの導入に向けて、住民への情報提供を行うとともに、アンケートによる意向調査を実施することにより、多くの賛成意向を把握することができました。これにより導入に向けた要望のとりまとめ等の具体的な活動につなげることができました。
紀北	紀北地域のインバウンド促進について  (2回開催)	管内地域への外国人旅行客の来訪等交流人口の拡大について検討し、個人単位の旅行客への情報発信方法などの課題を抽出することができました。また、県内ALT（外国人指導助手）を対象としたツアーを誘致することができました。
	被災者支援物資に係る安定的な供給体制づくり  (2回開催)	大規模災害時に孤立が予想される地域へ支援物資を効率的に供給するため、備蓄品の効率的、効果的な保管場所および保管可能な品目、数量について検討し、対策の第一歩として尾鷲市内の分散備蓄を実現することができました。

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
紀 南	防災に関する人材の育成および活用について  (3回開催)	自主防災組織の先進地から講師を迎える、地域の多様な防災リーダーを対象に、「自主防災組織と地域の連携」について講演会を開催するとともに、熊野市消防本部の指導により災害時に役立つ搬送法等の実技訓練を行うことで、地域の防災リーダーに求められる知識の向上を図ることができました。
	熊野地域における移住交流促進について  (3回開催)	紀南地域への移住者である地域おこし協力隊の皆さんを対象とした交流会を開催することにより、協力隊同士のつながりを築くきっかけとなる機会を提供するなど、地域が一体となった移住交流の促進に係る取組を実施することができました。また、「紀南地域生活マップ」を作成することにより、移住希望者への情報提供の充実を図るなど、定住へつなげるための移住者のサポートを行うことができました。

## 平成30年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」

## 地域会議 検討会議テーマ一覧

平成30年5月末現在

地域機関	テーマ
桑名	① 災害時の広域連携について【継続】 ② 桑名地域の特性に応じた移住・定住施策について【新規】
四日市	① 災害時の広域連携について【継続】 ② 広域的な公共交通について(仮称)【新規】
鈴鹿	① 鈴鹿亀山地域における情報発信と物産振興について【継続】 ② 鈴鹿亀山地域の防災・減災対策について【継続】
津	① 森林セラピー基地等をいかした地域づくりについて【継続】 ② 津地域の防災・減災対策について【新規】
松阪	① 松阪地域全体で取り組むべき防災対策とその連携について【継続】 ② 地域資源を活用した地場産品の振興【新規】
伊賀	① 適切な災害対応のための市の取組の強化及び市と県の連携強化について【継続】 ② 地域の魅力を生かした誘客拡大につながる地域活性化の取組について【継続】
南勢志摩	① ご当地ナンバーについて【継続】 ② 移住・定住に関する連携及び協働(広域連携)について【新規】
紀北	① 紀北地域のインバウンド促進について【継続】 ② 被災者支援物資に係る安定的な供給体制づくり【継続】
紀南	① 避難行動要支援者に関する取組について【新規】 ② 若者の定住促進について【新規】
計 18 テーマ	

\*テーマは随時設定可能です。

## 5 三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催準備について

三重とこわか国体・三重とこわか大会については、これまで、会場地の選定等開催準備に取り組んできました。

このような中、本年5月に行われた（公財）日本スポーツ協会等による総合視察の結果をふまえ、第76回国民体育大会の開催地を三重県にすることが、7月の同協会の理事会の審議を経て、正式決定される見込みとなりました。

### 1 総合視察

#### （1）総合視察結果

5月21日から22日にかけて、三重とこわか国体の会場地および競技施設の準備状況等を調査するため、（公財）日本スポーツ協会、スポーツ庁、（公財）日本アンチ・ドーピング機構による総合視察が行われました。

視察では、総合開・閉会式および競技の会場となる三重交通G スポーツの杜 伊勢をはじめ、三重県営サンアリーナ、伊勢フットボールヴィレッジ、津市産業・スポーツセンター、三重交通G スポーツの杜 鈴鹿の各施設において、競技会場の利用計画等に関する実地調査が行われました。

視察後の講評において、「競技施設の整備は順調に進められている。」との評価とともに、次のような意見をいただきました。

- ① 競技役員、審判員等の養成について改めて確認し、当日の競技運営に万全を期していただきたい。
- ② 総合開・閉会式は、三重県らしい特色ある式典となるよう工夫をお願いしたい。
- ③ 競技団体と十分に調整し、効率的な宿泊計画を検討するとともに、選手ファーストの輸送計画を検討していただきたい。

また、講評の結びには、「三重とこわか国体が、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーを未来につなげる国体となることを期待している。」との意見をいただきました。

#### （2）今後の取組方針

総合視察でいただいた意見については、市町や競技団体と連携しながら、今後、県準備委員会のもとに設置されている各専門委員会において検討していきます。

## 2 開催地および会期の決定見込

総合視察の結果をふまえ、(公財)日本スポーツ協会では、6月14日に開催した国民体育大会委員会で、第76回国民体育大会の開催地を三重県にすること、また、会期については、平成33年(2021年)9月25日からの11日間とすることを、理事会に提案することが決定されました。

これにより、7月18日に開催される理事会において、本県での国体開催と会期が正式に決定される見込みです。

### [三重とこわか国体会期]

平成33年(2021年)年9月25日(土)～10月5日(火) 11日間

三重とこわか大会(第21回全国障害者スポーツ大会)については、国体の開催決定をもって、本県での開催が決定されたとみなされます。また、会期については、国体開催決定後、(公財)日本障がい者スポーツ協会において、決定される見込みです。

なお、三重とこわか国体の競技別会期は、本年12月に決定されるとともに、三重とこわか大会の競技別会期は、開催前年度に決定される予定です。

## 3 今後の取組方針

7月18日に正式な開催決定を受けた後は、7月23日に県実行委員会を設立し、三重とこわか大会と一緒に開催準備に取り組んでいくこととしています。

今後、市町、競技団体、県体育協会等と緊密に連携し県内各界のご協力をいただきながら、また、インターハイで得られた経験を生かし、引き続き、「オール三重」で着実に開催準備を進めています。

## 6 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック フラッグツアー 関連イベント」等の開催について

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴うオリンピックフラッグ、パラリンピックフラッグの本県巡回を機に、「フラッグツアー関連イベント」と、例年開催している「みえのスポーツフォーラム」を一体的に開催することにより、国民体育大会等の開催のPR効果を最大限に發揮するとともに、より多くの県民の皆さんのがスポーツを身近に感じてもらえるような機運の醸成を図ります。

### 1 「東京 2020 オリンピック・パラリンピック フラッグツアー」関連イベント

東京オリンピック・パラリンピック開催の機運醸成のため、平成 29 年 7 月から平成 31 年 3 月まで（東京都内や一部の被災地では平成 28 年秋から先行巡回）、北・南ルートに分けて、両フラッグが各都道府県を約 1カ月間、巡回します。

本県では平成 30 年 9 月 1 日から 9 月 28 日までの約 1カ月間、両フラッグが巡回することから、巡回期間中、次の 3 つの事業を行います。

#### （1）フラッグ歓迎イベント

東京都オリンピック・パラリンピック準備局が派遣するフラッグツアーアンバサダー（オリンピアン、パラリンピアン）が都道府県代表者にフラッグを引き継ぐものであり、フラッグ引継ぎ式や、アンバサダーによるトークショーなどを行います。

○日 時：平成 30 年 9 月 1 日（土）午後

○場 所：三重県総合文化センター

○内 容：フラッグツアーアンバサダー（オリンピアン、パラリンピアン）から県代表者へのフラッグ引継ぎ式、フラッグツアーアンバサダーによるトークショー など

#### （2）市町への巡回・展示

フラッグ及び説明パネル等を県内市町の公共施設等で巡回展示します（県内 5 地域）。巡回展示する市町では、フラッグ引継ぎ式や歓迎行事等も行われます。

○巡回期間：平成 30 年 9 月 1 日（土）～9 月 28 日（金）

○巡回場所：県内 5 地域（北勢・中勢・南勢志摩・伊賀・東紀州）の公共施設等

○実施行事：各地域ごとに検討中

#### （3）小中学校訪問

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会または本県が派遣するオリンピアン、パラリンピアンが講師となって小中学校を訪れ、自身の経験を通して「オリンピック・パラリンピックの価値」を伝えます。

○訪問期間：9 月中で調整中

○場 所：県内 5 地域の小中学校（予定）

○内 容：オリンピアン、パラリンピアンによる講演、実技デモンストレーション、交流給食 など

## 2 三重とこわか国体・三重とこわか大会開催決定記念

### みえのスポーツフォーラム 2018

毎年9月・10月をスポーツ推進月間に設定し、そのキックオフイベントとして開催している「みえのスポーツフォーラム」について、今年度は、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催決定を記念して開催することとし、県民の皆さんとの両大会への参加意識の向上や、スポーツを「する」「みる」「支える」ための機運を醸成します。

○日 時：平成30年9月1日（土）午後

※フラッグツアー関連イベントと連続開催

○場 所：三重県総合文化センター

○内 容：地域スポーツ推進功労者表彰式、両大会開催決定記念講演、イメージソング・ダンスの披露 など

## 3 今後の取組方針

### （1）「東京2020オリンピック・パラリンピック フラッグツアー」関連イベント

フラッグ歓迎イベントについては、主催者である東京都及び組織委員会等と連携・協力し、開催準備を進めていきます。

フラッグ巡回展示及び小中学校訪問については、子どもたちをはじめ県民の皆さんのがオリンピック・パラリンピックの価値を理解し、スポーツに関心を持つきっかけとなるよう、実施に向けて関係市町の取組を支援していきます。

なお、東京2020オリンピック聖火リレーの実施については、組織委員会からの要請に基づき、本県においても実行委員会を設置します。今後は、実行委員会を主体として、組織委員会や県内関係機関等と十分な協議を行い、本県における通過ルートやランナー等について検討を進めています。

### （2）三重とこわか国体・三重とこわか大会開催決定記念

#### みえのスポーツフォーラム 2018

フォーラムに多くの県民の皆さんのが参加してもらえるよう、引き続き内容の詳細について検討を進めるとともに、さまざまな広報ツールにより事前PRに努めます。

また、フォーラムを契機に、両大会の成功に向けて、県内全域でスポーツの推進への機運が一層高まるよう、市町や関係団体と連携し、「オール三重」で両大会の広報・県民運動に取り組んでいきます。

## 7 紀南中核的交流施設評価書（最終案）について

紀南中核的交流施設「里創人 熊野俱楽部」については、平成30年度でオープン10年目となることから、これまでの事業の成果や施設の経営状況に係る検証を行い、平成30年3月に評価書（中間案）を作成しました。

今回、中間案で行った「集客交流」、「地域との連携」、「熊野らしさの創出」、「経済的メリットの創出」、「経営状況」に係る評価の総括評価を行うとともに、将来予想される環境の変化をふまえ、今後の方向性を盛り込んだ最終案（別冊3）を作成しました。その概要は次のとおりです。

### 1 総括評価

紀南中核的交流施設の運営については、地域との連携や日帰り利用客の減少等さまざまな課題はあるものの、集客交流については一定の効果があり、地元からの雇用や地域産品の活用等地域経済の活性化へ大きく貢献している。

また、地域からも「紀南地域では唯一の滞在型観光施設であり、自慢の施設である」等の高い評価がなされ大きな期待が寄せられている。地元市町からの運営の継続に対する要望も強く、地域活性化の観点から引き続き施設が運営されていくことが望ましいと考える。

経営面においては、平成25年度に施設単体ではじめて営業利益を計上して以降、軌道に乗りつつあるが、建設後約10年が経過し、今後修繕やリニューアルが必要となることから、より戦略的な経営が求められる。

今後とも、紀南中核的交流施設が基本構想に対応した役割を果たしていくよう、「紀南中核的交流施設事業推進会議」の場を引き続き活用し、地域の思いや意見をより一層反映できるようにしていく必要がある。

### 2 将来予想される環境変化と今後求められる方向性

#### （1）多様化するニーズへの対応

道路整備による交通アクセスの改善やインバウンドの増加、東京オリンピック・パラリンピック、三重とこわか国体・三重とこわか大会等ビッグイベントの開催など、今後、東紀州地域は集客交流を進めるうえで大きなチャンスを迎える。

また、近年、観光客のニーズが「モノ消費」から「コト消費」にシフトし、民泊制度をはじめとした新たな宿泊スタイルが広がっている。

熊野俱楽部においても体験、飲食、温浴等のサービスや施設の機能について、こうした変化をふまえ、対応を検討していくことが重要である。

#### （2）地域との連携強化

体験プログラムの利用や日帰り利用については、この数年減少傾向にあることから、地域との連携を再構築し、プログラムやサービスのあり方も含め見直すことで、宿泊以外の面でも熊野の魅力を提供できるようにしていくことが求められる。

体験については、熊野のさまざまな魅力に触れることのできるプログラムを地域の関係者と連携して提供するとともに、新たなプログラムの造成を後押しし、地域の人材育成にもつながるような取組が望まれる。

飲食施設については、熊野の魅力の一つである地域の食材を提供しており、地域外からの観光客だけでなく、地域の住民にも満足していただけるよう、料理のメニューや価格の設定等を検討したり、施設の機能を充実させていくことが重要である。

### (3) 東紀州全域への連携の拡大

東紀州地域では、道路の整備により移動時間が短縮され地域内の周遊が便利になるとともに、新たな観光施設等の整備も進んでいる。このため、地域内の施設等とも連携し、今後、東紀州全域における観光振興の拠点の一つとして大きな役割を担っていくことが期待される。

また、東紀州地域においては、移住者等が創り出している新しい魅力が地域に活力を与え始めている。

今後人口減少や高齢化がさらに進むことにより、地域の活力低下が懸念されるが、紀南地域から東紀州全域へ連携する範囲を拡大するとともに、移住者等による新たな活動と連携し、体験プログラムの充実や幅を広げることは、担い手不足を補い、地域の魅力や競争力を高めることにつながる。

### (4) 県内外の他地域との連携強化

田辺市や新宮市、伊勢市などにおいてもインバウンドが増加し、熊野古道伊勢路など東紀州地域への関心も高まっている。県内外の他地域とも連携を強化し、積極的な誘客促進に取り組むことが重要である。

### (5) 地域への愛着の醸成

熊野倶楽部は、来訪者に熊野の魅力を伝えるとともに、地域の人々には地域の持つ魅力や価値に触れ、熊野の良さを改めて実感していただく施設もある。

熊野倶楽部が宿泊施設としてだけではなく、世界遺産熊野古道をはじめとした地域の魅力を引き出し、また地域や世代を超えたさまざまな交流の場として活用され、若者等の地域への愛着を高め、将来の定住・定着にもつながるような施設をめざしていくことが望まれる。

## 3 今後の方針

評価書の結果をふまえ、地元市町、運営事業者と来年度以降の運営等について調整していきます。

## 8 審議会等の審議状況について（報告） (平成30年2月19日～平成30年6月3日)

1 審議会等の名称	第54回三重県国土利用計画審議会
2 開催年月日	平成30年5月28日
3 委員	会長 浅野 聰 委員 池田 太一 他10名
4 資問事項	三重県土地利用基本計画の変更について
5 調査審議結果	三重県土地利用基本計画の変更について審議を行い、意見を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県固定資産評価審議会
2 開催年月日	平成30年3月13日
3 委員	会長 中西 光男 委員 森 祐子 他5名
4 資問事項	平成30年度の固定資産（土地）に係る提示平均価額について
5 調査審議結果	原案について承認を得た。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県スポーツ推進審議会
2 開催年月日	平成30年3月13日
3 委員	会長 鶴原 清志 副会長 馬瀬 隆彦 委員 宇佐美 好孝 他11名
4 諮問事項	「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」について
5 調査審議結果	下記事項について審議が行われ、意見を得た。 ・ 諒問について ・ 作業部会の設置について ・ 審議会日程について
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県スポーツ推進審議会
2 開催年月日	平成30年5月31日
3 委員	会長 鶴原 清志 副会長 馬瀬 隆彦 委員 加藤 公 他9名
4 諒問事項	「第2次三重県スポーツ推進計画（仮称）」の策定について
5 調査審議結果	下記事項について審議が行われ、意見を得た。 ・ 第1次計画の取組の検証 ・ 第2次計画の策定方針 ・ 作業部会員の選出について
6 備考	